

周防大島町告示第87号

平成24年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成24年7月30日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成24年8月6日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

田中隆太郎君	杉山 藤雄君
新山 玄雄君	平野 和生君
魚原 満晴君	今元 直寛君
広田 清晴君	安本 貞敏君
尾元 武君	中村 美子君
中本 博明君	魚谷 洋一君
平川 敏郎君	松井 岑雄君
久保 雅己君	布村 和男君
小田 貞利君	荒川 政義君

○応招しなかった議員

神岡 光人君

平成24年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成24年8月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年8月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案説明
日程第4 議案第1号 平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案説明
日程第4 議案第1号 平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結について
-

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

3番 神岡 光人君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君 議事課長 中村 和江君
書 記 大下 崇生君 書 記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	平田 武君	公営企業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	星出 明君	産業建設部長	……………	西本 芳隆君
健康福祉部長	……………	西村 利雄君	環境生活部長	……………	松井 秀文君
久賀総合支所長	……………	松村 正明君	大島総合支所長	……………	北杉 憲昌君
東和総合支所長	……………	木村 順一君	橘総合支所長	……………	中原 義夫君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	岡本 洋治君
教育次長	……………	中野 守雄君	公営企業局総務部長	……………	河村 常和君
総務課長	……………	奈良元正昭君	財政課長	……………	中村 満男君
契約監理課長	……………	藤山 忠君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） おはようございます。

ただいまから、平成24年第2回周防大島町議会臨時会を開会いたします。神岡光人議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、田中隆太郎議員、2番、杉山藤雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたも、おはようございます。

平成24年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本臨時会に提案いたしております案件は、工事請負契約の締結に関するもの1件であります。

議案第1号であります、東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約を久賀地区の藤川建設（株）と締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

概要につきましては以上のとおりでございますが、詳しくは提案の際、関係参与が説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事につきましては、去る7月26日、7社による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の藤川建設（株）が6,115万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた6,420万7,500円で請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、建物を支える柱の補強、屋根の改修及び照明器具等の改修工事であります。

参考までに、工期は、契約の日の翌日から平成25年3月21日までを予定いたしております。
つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。広田議員。

○議員（8番 広田 清晴君） 今回の事案についてまず質疑を行いたいのが、1つは最低制限価格をどのような取り扱いをしたのかという点で、質疑をしておきたいというふうに思います。

言いますのが、最低制限価格というのは、いわゆる一番の機密に当たるというふうに私は思うております。その機密に当たる部分の漏れがないように、漏えいしないようにするための努力、これをどのようにされたのか。これが1点目であります。

2点目として、実際的にそれをつくった額と、議員からすれば、その額と実際的な入札状況とを比較することが、一つのバランスというふうに私は考えております。そこで、実際的な最低制限価格について幾らを設定したのか、答弁願いたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

○契約監理課長（藤山 忠君） まず、1点目の最低制限価格情報の漏えい防止の努力でございますが、担当課から上がってきました設計書は当然写しをとるわけでございますが、その写しは契約監理課のしかるべき場所に施錠して保管しております。最低制限価格につきましても、入札の数日前までは計算をしません。したがって情報漏えいというのは、ないというふうに考えております。

2点目の最低制限価格は、本事案は幾らかという御質問でございますが、最低制限価格は非公表としておりますので、そのように御理解ください。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（8番 広田 清晴君） 実際的には、皆さん方が行うのは最低制限価格を設定しますが、その設定については、数日前だから、そしてその額をいわゆる契約監理課の金庫の中に入れるんだから、漏れるはずはないということでありまして、今の答弁の内容を聞いておると。

実際的に、それが客観的事実かどうかというのを、私たちはどっからはじくかというたら、実際的には数字からはじく以外ないんですよ。私たちが施錠しちよる状況を知るはずもないし、実際的にはその額もわからないわけです。

そういうときに、実際的にははいじゃあ今回の事案についてどうかと問われたら、やっぱりその最低制限価格とどのくらいの差のところを落札しちよるか、これが類推できるものが私たちの判断材料なんですよ。じゃけ、実際的にどうなのかと問われれば、私は答えても別に不思議がない。

例えば、同じようにいわゆる屋内体育館工事が発生する場合があります。当然、今予測される事案があります。しかし、それは同じ法則かって言うたら、私の場合はそれは同じ法則じゃないというふうに認識しちよるわけです。だから、きちっと本会議席上、答弁してよろしいんじゃないかというのが私の質問の趣旨です。再度答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

○契約監理課長（藤山 忠君） 先ほど申し上げましたように、最低制限価格は非公表でございますが、契約締結後に契約監理課のカウンターにおいて、本工事費内訳書をお示ししております。

それと、最低制限価格の計算方法につきましては、公表しておりますので、その2つを利用すれば、最低制限価格を計算することは容易であるというふうに考えております。（「ちょっと待って。ちょっと、3回目に立っちゃいけないのでね。」「3回目よ。」「いや次立ったら3回目じゃろ。座っちゃく間はまだ2回……。というのはね、実際的にあれでしょう……。』と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（8番 広田 清晴君） 3回しか立てん原則なんで、無理やり立ちましたが、御承知のように、皆さん方が業者さん方に積算方法等について——最低制限ね——できるようになっちゃるんじゃと言うんなら、逆にこの場で答えてもおかしいことはないというのが私の論法なんですよ。

例えば私たち、議案が届いてそれを調査するまでが実際的にはほとんどないというのが実態です。土、日が皆さん方休みですし、ほとんどないというのが実態です。

事後にそういう計算ができる様子を業者の皆さん方に示しておるのなら、この議会で答弁しても何らおかしくないというのが当たり前の立場じゃないでしょうか。業者さん方にそういう最低制限価格を示さんのなら、あくまで全然示さん、計算式も示さんのなら、そりゃ議会において答弁も断れるかもわからんが、そういうことを一方でやっちゃるんなら議会で十分答弁できる。これが普通の議会質問と答弁のルールじゃないかというのが一つです。

それともう一つ、もう3回目ですからもう一つ。

と言いますのが、今まで私たちここ二、三年間ずっと工事の積算根拠が違うんじゃないかというのを何回も聞きました。そして、再入札をやったんも何回も見ております。その中でいろいろ手練手管をしたとしても、おかしいんじゃないかっちゃんぐくるというのは、私間違いないことじゃろうと思うんです。

仮に今日「採決します」ということになれば、この事案については一切いわゆるそういう問題は発生していないということでよろしいのかどうなのか。例えば、今までも金額が大きい部分で、実際的にはこれについて、質問書がくるという場合があると思います。それで、議会にかからん部分についても、今までもあったというのは私も知っております。

それで、きょう明らかに求めたいのは、そういう中身のいわゆる質問書等は、この事案については来ていないというふうにとらえてよいのかどうなのか。これに対する質問書が来るとの来ていないのかを含めて、それでないと、合理的に考えんにゃいけないのが、実際的には、そういう質問書がきて回答が出そろってないとき、議会議決したんだからということで、これが生きていったら、私は事後に問題が発生すると思うわけですよ、実際的にね。この事案について、質問等が来て、問い合わせ等が来て、これはおかしいんじゃないかという段階で議場で議決したら、議決したほうが生きてしまうわけですよ。その点でどうなのか、取り扱いについてどうなのかということなんです。

これ、ほかの議員さん方が質問する質問しないにかかわらず、そういう問題が発生したら、これはルール上の問題ですから、議会と執行部そして入札に参加した業者さん、そのルールですから、それやっぱり明確にしちよくべきじゃあないかというのが、3回目のいわゆる質疑の内容であります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前9時44分休憩

.....

午前9時49分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員の御質問でございますが、情報漏えいというようなことは全くないというふうに、私は信じております。

今、金庫の話が出ましたが、施錠されたロッカーに入れておるということでございますが、当然その計算をする職員というのは何人もおるわけでございますから、私も数日前にそれを記入して、そしてそれを契約監理課のほうで保管するというところでございます。だから、そのことについて情報漏えいがどうだっていることは、私は全くないというふうに信じております。

それともう1点の最低制限価格の公表、非公表の問題でございますが、これは今現在は公表いたしておりません。以前、周防大島町でも最低制限価格を公表しておった時期があります。実は、私は今でも公表することについて、しておったときのほうがむしろよかつたんじゃないか、というふうな考え方も一部持っております。

しかしながら、これは議会のほうからもいろいろ御指摘がありまして、最低制限価格が公表されておるならば、当然のことながら、その仕事をどうしてもそこで請け負いたいという業者さんは、最低制限価格がわかっておるわけですから、それを記入すると、そしたら当然くじになる。要するに、入札はほとんどがくじで決まるということになって、これは議会でも何度も問題にな

りました。要するに、入札というのは、くじなのかというようなことで。それで他の自治体また県などの入札方法も含めまして検討した結果、非公表にするという形に変更したわけでございます。しかしながら、今の積算の内訳書につきましては、ほとんどの項目が公表されておまして、そして今、最低制限価格の積算の計算方法も明示されております。

それで、今、広田議員さんがおっしゃるように、計算方法とそしてもとの内訳書がわかっておるんであれば計算してできるわけだから、それであれば公表してもいいのではないかというふうなお話でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、最低制限価格を非公表にしたという経緯は、そういう経緯をたどって非公表にしたわけでございますから、今ここで計算方法も明示されておりますし、内訳書も明示されておりますから計算はできると思います。しかしながら、それを積極的に公表するのかもしれないのかということになりますと、もしここで、これを最低制限価格を公表するんだということになれば、根本的に今までやってきております最低制限価格非公表ということ、また昔の最低制限価格を公表するという方法に変更するということが、実質的になるということだと思います。

そこで、この件につきましては、今現在は最低制限価格は非公表という方針でいっておるわけでございますから、今ここで公表するというわけにはまいりませんが、しかしながら先ほど申し上げましたように、以前公表したときもいろいろ問題がありました。今度非公表にした場合もまた、この今の御質問のようにいろいろまあ問題も出ておるやに聞いております。しかし、そういうことでございますから、最低制限価格、この入札制度の取り扱いについては、本当にこれなら完璧だということは、なかなかないというふうに思っております。過去に入札を取り消して、もう一回再入札をやったという経緯もございます。これらを含めまして、非常に職員にプレッシャーがかかって、積算に1円の違算もあつてはならないということになって、非常にプレッシャーがかかっております。

そういうことからいたしますと、この入札方法についても若干問題があるのではないかというふうにも考えておまして、ぜひともこれはまた議会の皆さん方とも十分検討を加えながら、本当にこれなら業者さんのほうも議会の皆さん方も、そして私たちも納得できる方法というのは、再度これからも検討を進めていきたいと思っております。

そういうふうな状況でありますので、今現在、この最低制限価格をここで公表するというのは控えたいと思っております。（「後半部分と……」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 当然今申し上げましたように、非常に積算をシビアにやっついていかないと、要するに入札に臨めないということからして、「この部分についてはどういう積算根拠なのか」「ここについてはどうなのか」というような質問書がたくさん出てまいります。

しかしながら、今回の件については、そういう部分についての質問はなかったというふうには聞いております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。平川議員。

○議員（14番 平川 敏郎君） 本議案は、自治法の第117条の除斥対象に私どもなりませんので、ちょっと1点質問させていただきます。

山口県のスーパーAの業者さん、これが今工事失格になっております。スーパーAの業者さんが失格になるような、今回の工事は明らかに積算書いわゆる計算式等々が、いろんな議決後及び契約後に情報公開を見る範囲では、計算式が随分違うような懸念がございます。

今回、このスーパーAさんも失格になるのは、この辺のところで違算というか、この最低制限価格を割って、いわゆる6,100万円余りより下がったもので、多分失格になったんじゃないかと思うんですよ。

その辺が、いわゆるいろんな工事の契約後にインターネットで出れば情報公開いただける、その計算式がコンサルによってまちまちであるような懸念が上がります。そうすると最低制限価格というのは、その業者が勉強不足かあるいは県のまだ公表されてない部分の諸経费率等々が、みやすく入手してっていうか、得たものはぴしっと金額が出ると思うんですが、その辺のところを契約監理課長、説明を求めます。

○議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

○契約監理課長（藤山 忠君） 最低制限価格でございますが、本年7月1日付で、県の制度改正に準じて最低制限価格の見直しを行っております。

平川議員さんがおっしゃった業者でございますが、恐らく一般管理費が30%から70%に上がった部分を、30%のままではなかったのではないかというふうに理解はしております。

通知につきましては、混乱を防ぐために平成24年6月29日付で、町内業者全員の方には郵送でお送りしております。

説明は以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。平川議員。

○議員（14番 平川 敏郎君） 1点、コンサルのその計算式っていうのが、今、回答いただいていないんですが、すべて同一な計算式になっておりますか、諸経費とか現場管理費、仮設率等々は。

○議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

○契約監理課長（藤山 忠君） 県の積算基準に基づいて積算しておりますので、同一であるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 平川議員。

○議員（14番 平川 敏郎君） 私が申し上げるのは、私も以前に設計事務所というのを開設してやっておりました。そのときは、手前どもの会社が兄弟関係になるということで、公共の見積もりは一切したことはございません。

しかしながら、よその分で——よそと言うか、他市町の積算に携わったことはあります。そのときに、積算書を設計事務所にいただけるものは「これは極秘で業者とかそういう漏えいは絶対ありません」ということで、取り扱い注意という判がきてそれでやっておりました。

その辺のところ、この工事によって公表されている部分と部分でないところがあるように懸念しておるんですが、その辺は絶対ございませんかね。

○議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

○契約監理課長（藤山 忠君） コンサルによっては、確かに設計書多少読みにくいコンサルもおります。しかし、内容につきましては相違ないというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと補足でございますが、今のような話、今の御質問の趣旨なんです、要するに設計事務所で、県のほうで示されたものとそうでない部分がありますから、そうでない部分につきましては、当然その事前に公表されておるということ。もう一つは、だからそういう部分について非常に業者さんが見積もるときにシビアになる、そのようなどで本当にこうなんだろうかということが、なかなか設計事務所の判断、そして設計者の判断と積算するほう側の判断とに、本当にこれがずれがないのかどうかということが、本当にシビアな数字になってくるとお思いますので、そこで非常にたくさんの質問事項が出てきておる。だから、業者さんのほうにおきましても、この設計意図が本当にこうなのかということは、十分に事前の質問事項の中でもやっていただいておりますというふうに思っておるわけでございまして、そうでない部分につきましては、当然県の基準どおりだというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成24年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（中尾 豊樹君） 御起立を願います。

一同、礼。

午前10時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年10月22日

議 長 荒川 政義

署名議員 田中隆太郎

署名議員 杉山 藤雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員